

「ジョブカフェ愛work」の周知に係る テレビCM放映・PR業務 委託仕様書

1. 業務名

「ジョブカフェ愛work」の周知に係るテレビCM放映・PR業務

2. 業務目的

より多くの方にジョブカフェ愛workをご利用いただきため、若者の就職とキャリア形成を包括的に支援するジョブカフェ愛workの役割を改めて周知することとし、テレビCM放映を含む広報・PR業務を広く実施し、「ジョブカフェ愛work」の認知度の更なる向上を図る。

3. 業務概要

本業務は、ジョブカフェ愛workの認知度向上を目的として、テレビCMを中心とした広報・PRを実施するものである。テレビCMの放映を必須とし、これに加えて、テレビCM以外のジョブカフェ愛workの認知度向上、利用に繋がる広報・PR業務を実施するものとする。

4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5. 業務内容

（1）テレビCM放映

ア 放映物

発注者が用意したテレビCM動画を放映すること。

イ 放送エリア

愛媛県内における、無料で視聴可能な放送局で放映すること。

（放送局の指定はしない）

ウ 放送種別

スポットCMとして放映すること。

エ 放送期間

3月初旬から2週間程度。

※詳細は発注者と協議の上決定すること。

オ 放映条件

原則として、1日あたりゴールデンタイム（19:00～22:00）に2回以上、およびその他の効果的な時間帯に2回以上放映すること。

※放送局の編成状況ややむを得ない事情により、放映回数や時間帯に調整が必要な場合は、事前に発注者と協議の上で決定すること。

※また、発注者の事前の了解が得られた場合は、上記放映条件を満たさない日があっても差し支えない。

力 その他

- ・放映開始前にスケジュール等の詳細を発注者に報告すること。
- ・CMを放映する放送局数に応じて必要となるデータコピー費用は、委託料（消費税および地方消費税額を含む）に含まれるものとする。

(2) テレビCM放映以外の広報・PR

ア 内容

テレビCMとあわせて、効果を最大化するための総合的な広報・PR施策であれば、内容や手法は問わない。

ただし、実施にあたっては発注者の事前の了承を得ること。

イ その他

詳細は発注者と協議のうえで決定すること。

(3) 費用の配分

上記(1)及び(2)に係る委託料（消費税及び地方消費税額を含む）の費用配分については、(2)に対し、全体の10分の1以上を充当することを目安とし、残りを(1)に充当する内容とする。

なお、詳細は発注者と協議のうえで決定すること。

6. 成果物の提出

次の成果物を(一社)えひめ若年人材育成推進機構に提出すること。

(1) 成果物

- ・テレビCM放映の証明として、放送確認書（または放送証明書）、もしくはこれに準ずる放送実績資料を提出すること。
 - ・必要に応じて新たにコンテンツを制作した場合には、制作物や成果が確認できるレポート等を提出すること。
- ※データでの提出に際しては、(一社)えひめ若年人材育成推進機構が対応可能な方法によるものとする。

(2) 提出場所

〒790-0012 愛媛県松山市湊町四丁目8番地13

一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構

(愛媛県若年者就職支援センター ジョブカフェ愛work)

メールアドレス : m-inoue@ai-work.jp, e-tsujimoto@ai-work.jp
m-terao@ai-work.jp

※メールで連絡、提出の場合は、3者のメールアドレスに連絡すること。

(3) 納入期限

令和8年3月31日（火）17時まで

(4) その他

成果物の形式や内容については、発注者と協議のうえ柔軟に対応

すること。

7. 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者をあらかじめ1名選任し、発注者へ報告すること。
- なお、実施責任者に変更がある場合は、あらかじめ（一社）えひめ若年人材育成推進機構の承諾を得ることとし、適宜、業務状況について報告すること。
- (2) 発注者からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、その他の者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 発注者は、業務担当者について、業務の実施に著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

8. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、別途契約書に定める本業務の具体的な内容及びスケジュール等を示した「事業計画書」を作成のうえ発注者に提出し、発注者の承諾を得たうえで事業に着手すること。また、計画変更しようとする場合は、速やかに申し出るとともに、発注者の承諾を得ること。なお、業務の実施に当たっては、発注者と十分協議したうえで行うこと。
- (2) 本業務完了後、別途委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、発注者の検査を受けること。
- (3) 前2項のほか委託契約書に定めるもの。
- (4) その他、発注者は必要に応じて、受託者に対し委託業務の処理状況について調査を行い、または報告を求めることができる。

9. その他留意事項

(1) 業務の再委託

ア 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、あらかじめ発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。

イ 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

ウ 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負

わせるとともに、発注者に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(2) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(3) 著作権等

ア 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、発注者に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

イ 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

ウ 発注者が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。

エ 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

オ 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

カ 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(4) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(6) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(7) 委託費の返還等

ア 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた場合は、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了しない場合、または委託業務を完了する見込みがないと発注者が認めた場合には、発注者は委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、既に支払った委託料の返還を求めるここと、または損害賠償等を請求することができる。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と発注者が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、発注者の指示によるものとする。